

追加 6-1

相続と法律（相続人と相続分）

3 相続分

— 略 —

子などが複数いるときは、原則としてその相続分を均等に分割します。ただし、非嫡出子の場合は嫡出子の2分の1が相続分となります。これは均等相続の例外です。なお、養子の相続分は実子と同じになります。

※ 青字の個所を追記しました。